

【記載例】 就職により新規で特別徴収を開始する場合

令和 6 年度 特別徴収に係る給与所得者新規届出書

福島県 南相馬市長 令和 6 年 6 月 1 日 提出	(特別 給与徴 収義務 者)	所在地 (住所)	〒 975 - 8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地										特別徴収 義務者 指定番号	0 3 8 4 1 2 3 4 5 6										
		フリガナ	モトマチ											南相馬市での特別徴収が初めての場合は、 指定番号は無記入で提出してください。										
		名称 (氏名)	株式会社 本町										担当者 連絡先	係	総務課 給与係									
		代表者の 職氏名	代表取締役 本町 三郎											氏名	原町 次郎									
		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		0	1	2	電話	0244-24-5226						

給与 所得者	個人番号	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	普通徴収 から 特別徴収 への 切替期別	切替希望の期別を○で囲んでください。 【 ① ・ 2 ・ 3 ・ 4 】 期以降を切替希望 下記提出期限(必着)までに新規届出書を提出してください。提出期限を過ぎ た期別分は切替できませんので、必ず本人が納めるように伝えてください。 1期提出期限: 令和6年 6月6日(木)・2期提出期限: 令和6年8月8日(木) 3期提出期限: 令和6年10月9日(水)・4期提出期限: 令和7年1月9日(木)		
	氏名	南相馬 太郎丸													特別徴収 開始 予定月	開始予定月は、提出月の翌月以降で記載してください。 【 7 】月分(8 月 13 日納期分)から特別徴収を開始します。 南相馬市からの月割額の電話連絡は行っておりませんのでご了承ください。 特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡いたします。 なお、通知書の発送は、毎月15日頃となります(毎月10日頃の例月処理ま でに処理できたもの)。 ※記載がない場合は、提出月の2か月後を開始月とさせていただきます。	
	生年月日	S	・	H	5	年	8	月	1	日							
	1月1日 現在の住所	福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地															
	現在の住所	同上															
	受給者番号	123-456-789 ※ない場合は、無記入で提出してください。															

備考	
----	--

【提出先】 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係 電話0244-24-5226